

勧告 7.1 泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画

1. 世界の泥炭地の賢明な利用、持続可能な開発、及び保全についてのさらなる協力を奨励した勧告 6.1 を想起し、
2. IUCN生態系管理委員会による「東南アジアを中心とした熱帯森林性泥炭地の管理ガイドライン」の刊行、国際泥炭湿地協会による「泥炭地の賢明な利用に関する声明」、国際湿原保全グループが作成中の「泥炭地の賢明な利用ガイドライン」、そして国際湿地保全連合や他の機関が実施してきた、国家レベルや地域レベルの泥炭地の賢明な利用と管理に関するガイドライン、計画、政策を支援する数々の新しい事業を例として、1996年の第6回締約国会議以降に積極的な対応と先駆的活動を行った多くの機関を祝福し、
3. 泥炭地のような自然資源を利用するに当たっての、各国の発展のための経済的及び社会的必要性と、環境保全目標との間の熟慮されたバランスを誓った「アジェンダ 21」を想起し、
4. 泥炭湿地火災等、人間が原因となって引き起こされる世界中の著しい炭素損失の影響について、世界的に認識が低いことに懸念を表し、
5. すべての湿地における炭素の貯蔵や隔離といった問題が、気候変動に関する国際連合枠組み条約の「京都議定書」に関する世界的議論の中心課題として含まれる必要性を十分に意識し、
6. 多くの国々で、指定されたラムサール登録湿地の数が増加しており、それらが泥炭地生態系を含んでいる、あるいは泥炭地生態系が主要な湿地となっていること、したがってラムサール条約「1997-2002年戦略計画」で、泥炭地がこれまで「国際的に重要な湿地」リストへの登録が少なかったタイプの湿地であるとされたことに対応していることを歓迎し、
7. 泥炭地生態系とそれに伴う自然資源の持続可能な開発、賢明な利用、保全の促進強化に対し、政府、民間、環境NGOの各部門において国際的に大きな関心が集まっていることに満足をもって留意し、

締約国会議は、

8. すべての泥炭地タイプの目録作成と評価を支持すること、さらに適切な場合には、「国際的に重要な湿地」のリストに含めるよう、自国内の泥炭地生態系を追加登録することに、今後も高い優先度を与えるよう各締約国に求める。
9. 締約国、国際団体パートナーやその他の関連組織に対し、世界の泥炭地の機能と価値についての認識と理解を高めるための行動、また熱帯及び亜寒帯の泥炭地のように、特に危険な状態にある地域を保護するための行動を緊急にとるよう要請する。
10. 本勧告の付属書として添付される「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」の草案を支持し、締約国や他の関連組織に対して、草案をさらに改善し、その「実施戦略」を支持する適切な事業や活動のための資金を確保する点で、協力するよう勧告する。
11. ラムサール条約の科学技術検討委員会及び国際団体パートナーに対して、この「行動計画」が完成した後、以下の各事項の進展に関して、締約国による行動計画の評価を支援するよう促す。

- i) ラムサール登録湿地として泥炭地を指定するための追加ガイドライン
 - ii) 国及び地域における泥炭地の持続可能な開発、賢明な利用、管理のためのさらなるガイドライン
 - iii) 泥炭地の開発や復元の技術を、途上国及び市場経済移行国へ移転するための先駆的行動
 - iv) 泥炭地タイプとその生態学的特徴の標準化された、かつ世界的に適用可能な分類法
12. この「地球的行動計画」草案における協力者に対して、そのさらなる進展、特に「実施戦略」及び「世界泥炭地パートナーシップ」設立における進展を、2000年8月にカナダのケベック州で開催される「ミレニアム湿地イベント」で報告すること、また「地球的行動計画」に修正を加え、2002年のラムサール条約第8回締約国会議において検討そして採択されるように準備を進めることを求める。